

# 多摩市再犯防止推進計画（案）概要版

## 策定の目的

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画を勘案して作成した「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念（以下、「3市共通理念」という。）」を基に、多摩市における取組を明らかにすることを目的として策定する。

## 計画の位置付け

- 国の再犯防止推進計画に基づき策定した東京都再犯防止推進計画を上位計画とし、3市共通理念を基に策定
- 福祉分野を横断的につなぐ「多摩市地域福祉計画」の個別計画として策定

## 重点課題と主な取組

6  
つ  
の  
重  
点  
課  
題

- 重点課題1** 就労・住居の確保等  
→就労の確保等、住居の確保等
- 重点課題2** 保健医療・福祉サービスの促進等  
→高齢者又は障害のある者等への支援等、薬物依存を有する者への支援等、生活困窮者支援等
- 重点課題3** 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 重点課題4** 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 重点課題5** 再犯防止のための連携体制の整備等
- 重点課題6** 3市共通で行う取組

## 計画の推進体制

- 各重点課題に沿った行政施策及び民間協力者等の諸活動に対し目標値は設定しない。
- 「多摩市地域福祉計画」と連携した計画であることから、今後の内容について、多摩市地域福祉計画市民委員会にて取組の推進を図る。

※多摩市地域福祉計画推進市民委員会設置要綱より

第2条(4) 市長が必要と認める事項 or 第9条 委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。(第7条 関係者の出席規定あり)

## 総合計画との関連性

- 第五次多摩市総合計画より  
「重点課題3 市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」
  - ・地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化
  - ・多様性を尊重し、だれもがいきいきと活躍できるまちづくりの推進

## 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

